

中世に於ける長谷寺の炎上とその復興

上

——特にその十一面觀音造像と工匠の問題に就いて——

森 末 義 彰

目 次

- 一 はしがき
- 二 炎上の場合
- 三 復興事業の概要（以上本號）
- 四 造像の經過と工匠
 - イ 御衣木の問題
 - ロ 繪師・佛師
 - ハ 木合番匠
 - ニ 造像の經過
 - ホ 塗師・薄師・傍佛師
- 五 むすび——開眼

一 はしがき

その昔地藏并に不空羂索の化身と言はれる稽文會及び稽主動の二人の工匠に依つて、僅々三日の短時日の間に彫刻されたと言ふ傳説

中世に於ける長谷寺の炎上とその復興

を持つ所の、十一面觀音をその本尊として安置せる大和の長谷寺は、その本尊の多くの靈驗譚と共に、わが信仰史上著名な存在である。長谷寺靈驗記に盛られた上代から中世に互る數々の靈驗譚は、この十一面觀音のあらたかな靈威を如實に描き出して居て、これを翻く人々をして、隨喜渴仰の涙を絞らさずにはおかない。

我々は、然し、こゝでその靈驗のあらたかさを述べる事を目的とするものではない。今我々がこゝに取り上げようとして居る問題は、かくもわが信仰史上に著名な長谷寺が、中世に於いて、單に一箇の寺院として如何なる立場にあつたかを明らかにする事にある。何となれば、この問題の解決は、この小稿の主目的である十一面觀音造像の過程に於ける工匠に關する問題に就いての基礎的知識を、我々に提供して呉れるからである。

然らば中世の長谷寺は、如何なる主體に依つて支配されて居たか。一言にして言へば、中世の長谷寺は、興福寺大乘院の末寺として、

その門跡の支配下に屬して居たのである。大乘院尋尊は、その日記(註)の康正三年四月廿九日の條に、「大乘院家末寺自然ノ所用ヲ仰付寺事」として、長谷寺をその冒頭に録して

此寺ハ、藤氏長者房前ヨリ始而代々氏長者爲別當、康和年中歟、大乘院之本願法印隆禪ニ被仰付之テ後、代々爲僧中之職當門跡相傳也、

と記して居る。この記載に依つて我々は、長谷寺は始め藤原氏の氏長者が別當として之を管して居たのであるが、大乘院が藤原氏出身の隆禪に依つて興福寺内に草創されるや、それに付せられて、その後は代々僧中の職として相傳されて中世に至つたものである事を知り得るのである。

然して中世に入るに及んでは、わが長谷寺は、菩提山寺・内山永久寺・釜口長岡寺・信貴山寺・安位寺・萱尾圓樂寺・三輪平等寺・東小田原隨願寺・橘樹橋寺及び中山興法寺等と共に、「大乘院家知州知行山寺」康正三年六月十七日として、或は「自然ノ所用ヲ仰付寺」として、

大乘院へ多くの公事物貢納の義務を負はされ、門跡の恆例臨時の所用ある場合には、多額の用錢を課せられるのが常であつた。特に長谷寺は、その十一面觀音の開帳に際しては、開帳錢として百貫文に上る多額を大乘院に進納しなければならなかつた。

この長谷寺と大乘院との本末關係は、然らば如何なる形態に於いて結合されて居たか。再び尋尊の記す所を見ると、文正元年十一月廿五日の條に、「長谷寺間事條々」として次の様な記載が見られる。即ち

別當職事ハ、大乘院本願法印隆禪ニ被補任以來、當門跡相承、于今爲一代無相違者也、

小別當職事ハ、門徒之良家之輩必被仰付之、每事小別當致奉行者也、

御目代職事ハ、小別當之門徒之住侶、或非衆・非學中申付之云々、小目代

職事、非衆・非學輩補之云々、

定使職事、小別當之被官(被)之力者・中間也、

とある如く、支配者側に於いては、別當の外に小別當・目代・小目代・定使等があり、かゝる組織を以て本寺としての支配體系が構成されて居たのである。然し實際に支配事務を管掌して居たものは、大乘院の門徒中良家輩を以て補任された小別當であつた。然して目代はその門徒、小目代は非衆・非學、定使は小別當被官の力者・中間を以て補せられて居て、夫々の職には長谷寺よりの貢納に依る相當額の得分が附隨して居た。所がこの小別當職は室町初期頃から有名無實となつて、尋尊が「長谷寺間事條々」の最後に

以上貞治・應安之記定也、爲存知記之、小別當未補以來、觀納米以下大略爲別當沙汰寄進云々、

と記して居る様に、小別當は未補となつて唯名のみ存在と化し、小別當の得分は大略寺に寄進され、從來小別當に依つて管せられて來た實際事務は、目代の手に移管されるに至るのであつて、目代も門跡の門徒たる房官を以て之に補し、この房官の目代が所謂長谷寺奉行として、別當の指圖を受けて長谷寺の支配に當つたのであつた。この頃から支配體系も漸次單純化され、小目代職も小別當職と同様の運命をたどつたもの、様である。従つて室町期の支配體系は、別

當・目代・定使の三者に依つて構成されて居たのである。

右は支配者側の本寺としての組織であるが、之に對して被支配者たる長谷寺自身は、その内部に於いて、如何なる組織を以て寺自身の經營を行ひ、その事務を處理して居たであらうか。當時長谷寺の住僧の間には、執行を始めとして公文・所司・五師・入寺・權上座・誓願師・三昧・有職等の諸階層があつた。文正元年十一月廿五日。然して之等の補任權は總て別當たる大乘院門跡の手に屬して居たのは勿論の事であつて、夫々の補任に際しては、定額の補任料を必要とし、その補任料は別當以下支配者側の臨時の得分であつた。寺に於いては之等各階層から選出された代表者に依つて、年預なる自治機關が構成され、この年預の集會評定の議決に依つて寺務の運行が行はれて居た。室町期の年預の選出に關しては、雜事記延徳三年十一月廿日の條に年預者七人也、執行・公文兩人ハ定年預、其餘五人ハ五師ニ二人、所司ニ二人、衆分ニ一人也、此五人ハ一年持也、結番云々、と記されて居る様な割當が行はれて居た。この年預はその職能上から又評定衆と呼び做されて居た。かくの如く執行・公文を中心とする年預と呼ばれる自治機關が、別當の旨を體した奉行の監督下に、寺務を總括處理して居たのであつた。然し寺に關する重大事項の最後の決定權は、勿論始終變らず別當たる大乘院門跡の手に留保されて居たのは、言ふ迄もない所である。

註 大乘院寺社雜事記。以下出典を示す場合に、單に年月日のみを示したものは、總て大乘院寺社雜事記中の尋常大僧正記のそれ等の箇條を意味するものである。

中世に於ける長谷寺の炎上とその復興

二 炎上の場合

長谷寺はその草創以來、幾度か火災の爲一山燒亡の厄に際會したのであるが、その都度朝野の篤い信仰に依り、燒失した堂宇や本尊の復興が、何等の故障もなく遂行され、海内無雙の靈山としての面目を保つて來たのであつた。

今中世に於ける燒亡の例を見ると、その災厄が本尊十一面觀音に迄及んだ場合は、凡そ四回であつた。即ち先づ長谷寺秘密記に收むる長谷寺代々日記拔書の記事に従ふと

一 順徳院八十四代 建保七年己潤二月十五日燒失、自嘉保百廿六年歟、大佛師快慶 號安阿彌佛、

御衣加持執行五師禪眞法橋 導師法印權大僧都圓玄 興福寺、後彌河院御宇供養

四條院八十七代 惣供養 天福元年癸十月廿六日、

一 後宇多院九十一代 弘安三年庚三月十五日燒失、自建保六十六年歟、

御衣加持法橋淨惠 大佛師運實 湛康

導師僧正範憲 興福寺三藏院、後伏見院供養

御奉行勅使左中辨藤原雅俊

一 第八度炎上 明應四年十一月廿二日五時燒失、自弘安三百十六年歟、

と記されて居て、第六・七・八の三回即ち建保・弘安・明應の場合を見る事が出来る。更に中世に於ける最後の場合、即ち第九回は、天文五年六月晦日の事であつて、大和史料引く所の長谷寺秘記或は續南行雜錄・嚴助往年記等の記載に依つて之を窺ふ事が出来る。この他一部の堂舎の燒失は、度々見得る所であるが、それ等の場合は省略に従ふ事とする。

今之等四回に互る焼亡の状態を見ると、先づ建保度の焼失は、右の長谷寺秘密記或は後に研究資料として挙げた建保度再建記録等を見るに、建保七年閏二月十五日未時出火の旨が記されて居る。所でその焼亡の範圍に就いては、百練抄十二、承久元年閏二月十五日の記す所を見ると

長谷寺拂地焼亡、靈佛爲灰燼、頂上佛於灰中不損給、靈異至也、天慶・永承・嘉保等有此事云々、

とあり、頂上佛の一部を残したのみで、十一面觀音を始め堂舎・僧坊地を拂つて焼亡した事が知られる。この焼亡に對する復興は、後鳥羽上皇の御勸進を辱けなくする等の光榮に浴して、着々その功竣り、既にこの年の十月廿八日には十一面觀音の開眼供養が行はれ、翌十一月十八日には觀音堂の立柱上棟が行はれると言ふ有様であつた。然し全山の復興は大事業であつた爲、總ての堂宇が再建されて、全山の落慶惣供養が行はれたのは、焼亡後約八年を経過した嘉祿二年十月廿二日の事であつた。(註) 百練抄十三、民經記、嘉祿二年十月一日、同廿二日。

次の弘安度の焼失は、研究資料として挙げた弘安度の長谷寺建立秘記の記載に依つて、その焼失の事情や範圍を比較的明瞭に知る事が出来る。即ち出火は弘安三年三月十五日の寅半時と記されて居る。火元は鎮守拜殿の丑寅の角とも、或は番神主の休處とも言はれて居るが、何れとも判然しなかつたらしい。比較的高處に然も多數の堂舎が櫛比して居た爲に、火は忽ちに鎮守拜殿をなめ、尋で藥師堂・社壇三所・十三重塔・鐘樓・廻廊・觀音堂・食堂その他四五宇の僧坊を灰燼に歸せしめたのであつた。建保度に時の名匠安阿彌陀佛快

慶の手に依つて彫刻せられた十一面觀音も、僅か頂上の小面二面及び錫杖・天衣のみを残して焼失してしまつたのは、言ふ迄もない所である。時に建保度の復興成つて後、僅かに半世紀を経過したに過ぎなかつた。それにも拘らず復興の事業は直ちに興されて、六月十二日には十一面觀音の手斧始の運びとなり、十一月廿九日には開眼供養が行はれた。然し建保度の瘡痕が深かつたものか、觀音堂の落慶供養が行はれたのは、實に焼失後八十數年を経た貞治二年十月廿九日の事であつた。明應四年十一月廿六日。

この後長谷寺は、約二世紀の長期間に互つて、吉野・室町兩期の數度の戦禍を免れて、海内無雙の靈域の名を壇にしたのであつたが、終に明應四年十一月廿二日に至つて、第八回目の全山大焼亡に見舞はれたのであつた。この明應度の焼亡に關しては、時に別當であつた大乘院尋尊に依つて詳細に記録されて居る。即ちその日記の明應四年十一月廿二日の條を見ると

子時公坊之下井坊ヨリ火出之、公坊焼、則觀音堂并本尊悉以焼失、時剋到來也、十三重塔・鐘樓・愛染堂・新宮三所・長樂寺・灌頂堂・不動堂・彌勒堂・炎魔堂・一切經藏・本長谷寺・三重塔・來迎院・登廊。土分相殘、横田坊・東中院・中坊、以上、二王堂一字相殘、其餘堂社悉以廻祿了、とあつて、盛大を極めた伽藍も、僅かに二王堂一字を残して焦土と化したのであつた。この時の出火は、時宛も越智家榮の兵が、伊勢國司北畠具方の部將秋山某を攻めんが爲に、長谷寺に滯陣し、亂行を盡して居たので、その結果に依るものとし、尋尊は十一月廿三日。

此間越智勢共陣取之、自昔二王堂上ニハ陣取無之、今度堂塔之内悉以爲陣

所、(淨)(便)不精大弁・小弁・魚・女人之儀以外次第共有之、如何様爲寺珍事可出
來之由、諸人申沙汰、如案火事出來、越智惡行故也、不驚火事也、立歸而
殊勝々々、

と、越智氏を非難し、焼失をその悪行に對する應報に歸し、「立歸而
殊勝々々」とまで極言して居る。この明應度の復興事業の経緯に就
いては、雜事記に委曲を盡して記されて居るが、それに關しては次
章復興事業の概要以下に譲る事とする。

中世に於ける最後の場合である天文度の焼失に就いては、大和史
料引用する所の長谷寺秘記に依つて見ると下卷八
二頁。

天文五年丙申六月二十九日火災不測起、觀音堂炎上、其外神社・佛塔・經
卷一時成灰燼、其數三十餘所也、於此佛頂佛面、在焰灰中毫厘不燒給、如
生身、

とあり、この場合も明應度に於けると同様に、秋山某の亂入の爲失
火し、火は忽ちにして樓門以上の堂塔三十餘所をなめ盡したもので
ある事が、二條寺主家記(續南行雜
錄所收)に記されて居る。この時も十一面觀
音再刻の事は、直ちに起されて翌六年四月十九日に手斧始が行はれ
て居る。天文
之記。堂舎の復興に就いては、記録の之を記すものなく明ら
かでない。

以上述べた如く、長谷寺は中世に於いて四回の大火に遭遇して居
る。然してその何れの場合に於いても、堂舎の復興には長期間を要
して居るにも拘らず、その十一面觀音再刻の事業は、多く焼失後一
年を経ざる内に完了して居るのは、そのあらたかな靈威に依るもの
と謂ふべきであらう。

中世に於ける長谷寺の炎上とその復興

註 長谷寺秘密記には、惣供養を天福元年十月廿六日の事として居るが、百練抄等に
は何等の記載を見る事が出来ない。

三 復興事業の概要

十一面觀音造像の問題に入るに先立つて、一應復興事業の全般に
就いて考察して見よう。復興事業の経緯に關しては、明應度の大乘
院寺社雜事記が詳細を盡して居るので、それを中心として考察の歩
を進めて行く事とする。

明應四年十一月廿二日公坊から起つた火が、全山を烏有に歸せし
めるや、評定衆は時を移さず、その巨細の状況を別當大乘院尋尊に
報告して、その指示の下に復興の第一歩を踏み出して居る。尋尊も
炎上の報告を受けるや、直ちに南都傳奏勸修寺教秀に書狀を遣つて、
公武への披露を依囑(註)して居る。十一月
廿四日。又一方では直ちに定使并に竹
内光秀を長谷寺に遣して、その焼失の状況等を詳さに調査せしめて
居る。十一月
廿三日。光秀は翌日歸南して長谷寺の炎上が評定衆の注進狀の
通りであつた事を報告して居る。廿四日。弘安の場合に就いて見ても、
焼失の報傳はるや、時の番別當三藏院法印宗懷等は、焼亡状態檢知
の爲即日下向して居る。

一方長谷寺側に於いては、評定衆は別當に焼亡の旨を注進すると
共に、復興に關する諸般の準備を整へ、その復舊の一日も速かなら
ん事を企劃する。之等の何れの場合を問はず第一に着手されねばな

らない事は、焼失した觀音の寶座上に假屋を建設する事であつた。即ち弘安の場合を見ると、焼失の即日直ちに寶座上に假屋を造覆し、翌日正堂の假屋の造營を始めて居る。明應の場合も假屋の問題が最初に議せられたのであつて、雜事記十一月廿八日の條に

來月五日上假屋之事初也、五間四面ニ可立之、每度例云々、

と記されて居る。然しこの場合實際に事始が行はれたのは、十二月十五日の事であつた。この假屋造營の事は、第一の急務であり、従つてこの場合工事に従事する番匠の選定に就いては、南都番匠等を召下す違がなかつたので、常に寺住番匠に課せられたのであつて、後の十一面觀音造像の場合に於ける木合番匠の選定問題と比較して、注意すべき現象である。

假屋造營と前後して、復興事業の經濟的方面の擔當者たるべき勸進聖が決定される。建保度には定阿彌陀佛が大勸進となり、弘安度を見ると、焼失後旬日を出でざる三月廿四日の條に

往生院長老過阿彌陀佛被定大勸進之仁、

と記されて居る様に、寺に於ける長老級から選出されたものである事が知られる。明應の勸進聖には、玄空・行順以下數名の者が選出された事が、雜事記に記されて居る。之等の勸進聖選出に際して、別當の認可が必要とされた事は言ふ迄もない所である。之等の勸進聖達は、長谷寺再建を名目として勸進した事は論を俟たない所であるが、特にその中一部の特殊の堂塔に就いて勸進を行つた様な場合(註二)も見受けられる。

かくして復興事業は其の緒に着くのであつて、評定衆以下全山の僧徒は、専ら尊像以下堂塔の復舊に力を盡し、勸進聖達は奈良を始め大和の諸莊郷以下全國に亙つてその勸進網を擴げて、復興事業をして經濟的に後顧の憂なからしめるのである。

即ち明應度の例を取つて見ると、焼失後間もなく十二月四日には、勸進聖等は別當大乘院に伺候して、本尊造像の根本問題たる御衣木に就いて、或は又勸進の問題に關して尋尊の指示を受けて居る。尋いでその六日には全山を代表して、東勝院某が奈良に上つて、佛舍利・御衣木・佛師・勸進帳・公武奉加等の事に就いて、全山の決議を尋尊に上申し、その指令を仰いで居る。之に對して尋尊は翌七日長谷寺奉行成就院清圓を長谷寺に下向せしめて、夫々の問題に就いての指示を與へて居る。こゝに注意すべきものは奉行の地位である。弘安度の例を見ると、本尊造像の場合大乘院の房官藏人法眼晴實等が惣奉行として、長谷寺の所司・五師を中心とする寺内奉行人と共に、諸般の指揮に當つて居る事が知られる。この事情は全山復興の場合に就いても考へられるのであつて、明應度に於いても、あらゆる場合を通じて別當の意志は、奉行清圓に依つて代言され、別當に對する上申もすべて清圓を通じて行はれて居る。之は奉行の持つ職能であつて、何等この復興事業の場合にのみ限られた現象ではないが、奉行が別當の旨を受けて復興事業の惣奉行の地位に立つものであつた事を想像せしめるものである。その結果清圓の奉行としての事務の過重化を緩和せんが爲か、翌明應五年四月廿一日には、大乘

院の房官泰弘上座が長谷寺奉行の員に追加されて居る。

この奉行の下に全山の僧徒は一致協力して復興に努力するのであつて、その経過に就いては、既に前章に於いて略述した所であるが、明應の場合に就いて見ると、炎上の翌年の末には十一面観音の造像既に竣り、明應五年十一月廿四日の評定衆の注進狀に依ると、廿一日には最後の仕上たる眉間珠嵌入の事も終り、十二月十一日には造像に従つた佛師共の退出が見られる。十二月十三日。これと同時に他の堂塔以下も漸次その造營工事が進められ、明應五年二月廿八日には新宮の假殿遷宮が行はれ、二月廿九日。三月七日には大和三輪庄・下田等の鑄物師の手に依つて、高五尺、口径三尺三寸の梵鐘が改鑄されて居る。三月七日、同十七日、四月五日、同十五日。又観音堂の造營も尊像竣工後取り掛られ、明應八年五月十九日には観音堂内の御厨子の御柱の立柱が行はれ、六月廿六日には観音堂の立柱が行はれて居る。かくの如く焼失後數年に互る努力が、忍耐強く續けられた後、漸く復興事業の完成を見るのであるが、この間櫛風沐雨全國を行脚して、淨財を募る勸進聖達の忍苦には、誠に人々の襟を正さしむるものがある。

以下復興事業の經濟的基礎となる勸進の事業に就いて考へて見よう。勸進聖の選定に關しては既に述べた所であるが、勸進に關して聖と共に重要な問題は、勸進帳の作製でなければならぬ。明應度の勸進帳作製に就いて見ると、焼失と共に勸進帳の事に就いて幹旋を囑された別當尋尊は、十二月六日。直ちに之を俗弟一條冬良に依頼し、冬良亦之を文章博士東坊城和長に命じて居る。年内に草せられたそ

中世に於ける長谷寺の炎上とその復興

(註三)の草案は、翌五年正月十八日に尋尊の手許に到來した。然して二月廿五日には光明院隆兼に依つて、その清書が行はれて居る。

勸進のことはこの勸進帳の完成を俟つて行はれるのが通則であるが、奈良或は大和國內に於いては、勸進帳とは別箇に早くから勸進が行はれて居る。即ち先に述べた如く、十二月四日には勸進聖達が奈良に上つて、「勸進方色々事」に就いて尋尊の指令を請ひ、六日には全山の使節東勝院が再び同様の事に就いて指示を仰いで居る。之に對して尋尊は復興事業指圖の爲長谷寺に下向せる奉行成就院清圓をして、「奈良中勸約等事」許可の旨を傳へしめて居る。かくして十九日奥坊と共に奈良に上つた勸進聖に奈良の寺中・寺外の勸進に關して次の様に便宜を幹旋して居る。即ち

長谷寺勸進聖五人・奥坊罷上、寺中・寺外所々相勸之、先日衆中ニ仰事之、仍勸進自今日其沙汰旨、沙汰衆弁方ニ成奉書、又一乘院殿へ令申入之、○中學侶同披露之、先日披露今日各罷上旨成奉書了、

とある如く、一乘院教玄にも奉加を請ひ、興福寺の學侶・六方にも夫々奉書を遣して、彼等の奉加を慫慂して居る。又尋尊自身も奉加帳に加判して、大勸進玄空に對して

御奉加帳御加判候、隨而一萬疋分御到來次第可被付其足之由、可被披露評定衆之旨被仰下也、恐惶謹言、

十二月廿二日

成就院
清圓判

長谷寺往生院方丈

とある奉書を與へて居る。十二月廿三日。又聖達の滯奈良中、廿一日には、奉行清圓の住坊成就院に於いて、齋を饗應してその勞を犒ふ等、種

種便宜を計つて居る。その結果この數日間の奈良中勸進に依つて、聖達は、一乘院教玄から柱代として二十貫文、奈良中小勸進二十七貫文の募財に成功し、十二月廿六日。廿七日には一先づ歸寺して居る。奈良中の勸進はこれで結末を告げた譯でなく、この後も斷續して行はれたものである事は、明應八年三月一日の條に

長谷寺申奈良中勸進之内善阿ミ加之、玄空上人手者也云々、

と記されて居る事に依つて知られる。又奈良市中のみならず、大和國內の諸莊郷にも同様に行はれたものと考へる事が出来る。

更に大和國內のみならず、勸進網は全國に張られた。即ち勸進帳も完成した後、明應五年六月一日には、玄空以下の勸進聖は京都に上り、勸進の綸旨を奏請し、以て公武の奉加を受け、勸進網の擴張を企圖して居る。雜事記六月十七日の記載に従ふと、將軍義澄并に細川政元の奉加を得、特に七月二日には七月廿五日。

長谷寺造營之事、仰玄空・行順等可令勸進諸國之由被聞食了、早致其沙汰可遂造畢功之旨、天氣如此、仍言上如件、

明應五年七月二日

左中弁重經

進上 當寺檢校僧正御房

と言ふ綸旨を賜つて、諸國勸進の御聽許を受けて居る。然も是より先後土御門天皇は、長谷寺炎上の由を聞食されて、閏二月十三日には、畏くも再建料として五兩の金香合并びに六兩二分二朱の銀盆一枚を御奉加あらせられたのである。閏二月十五日。實隆公この御聖慮は、建保度の再建に際して、後鳥羽上皇が御親ら禁中を御勸進あらせられて、錢百餘貫文を賜つた事や、弘安度に龜山上皇が東寺の佛舍利

を御奉納遊ばされた事實等と共に、御歴代の長谷寺十一面觀音に對する御信仰の篤さを示すものであり、一面長谷寺としては無上の光榮を物語るものでなければならぬ。

かくの如く公武の奉加を得、勸進の綸旨迄賜つた勸進聖の驥足は、遠く北國に迄及んだのであつた。即ち明應六年四月十八日には、尋尊は勸進の爲に越前に下向せんとする玄空の爲に、朝倉定景に

就長谷寺建立、勸進沙門玄空上人參申候、國中可相勸之間、宜敷様可申付候者、可爲御祈禱候也、

卯月十八日

(尋尊花押)

朝倉殿

と言ふ書狀を遣つて、その分國中の勸進助成の事を依頼して居る。更に玄空は翌々明應八年二月廿五日にも、時に越中に退いて居た前將軍義材の許に下向せんとして、尋尊に暇を乞ふた事が雜事記に記載されて居る。

以上述べた所は主として史料の關係上、上層階級の勸進奉加の事實のみであるが、それ等の中にも尋尊の朝倉定景に宛てた書狀の中に、「國中可相勸之間」と記されて居る様に、上層階級のみならず廣く一般社會をも目標とした事が知られる。否寧ろ東坊城和長の勸進帳に「嗜民村閭巷之資助」とか、或は「不入小財則不得大財」と記されて居る様に、主として特に信仰の篤い一般民衆の一紙半錢の奉加を期待したのであつた。

如上の勸進聖のたゆみなき努力に對して、後土御門天皇は、十一面觀音の完成後更に宣秀卿記。雜事記、明應六年七月廿四日。

長谷寺再造事、依玄空上人勸進、遂觀音大士刻彫之由被聞食畢、彌可專堂
舎建立之旨、可令下知給者、天氣如此、悉之謹狀、

明應六年七月十一日

左中弁宣秀

進上 當寺別當僧正御房政所

との繪旨を賜はり、又玄空に上人號を勅許あらせられて、復興事業
の完成の一日も速かならん事を御祈念遊ばされて居る。(未完)

註一、この報告は、直ちに一般に喧傳され、各階層の人々にその焼失を惜まれた事は、
當時の日記類を見ると明白である。今それ等の二三の例を擧げて見ると、近衛政家
の後法興院記明應四年十月廿六日の條には

傳聞、長谷寺去廿二日夜半堂塔坊中悉炎上云々、本尊不及奉取出云々、適相殘靈
跡如此、佛法王法共以破滅時刻到來歟、

と記され、甘露寺親長の親長卿記には

十二月二日、晴、午後雨下、或仁云、初瀬觀音堂炎上云々、御鉢不取出云々、希
代事歟、法滅也、

とあり、三條西實隆の實隆公記十一月廿二日の條に記す所に依れば

後聞、長谷寺炎上、頂上佛・古帳等纒相殘於灰燼之中、頗有奇異之瑞云々、其外
諸堂坊舎悉燒失云々、時刻到來、不便々々、

とあつて、朝野の痛惜の程が偲ばれる。

註二、雜事記明應五年五月卅日の條に

長谷寺十三重塔婆勸進聖御判申出之、一乘院殿同申入之、自満山申者也、

とあつて、十三重塔の爲にも特に勸進が行はれて居た事が知られる。又明應四年十

二月廿四日の條に

自長谷寺炎魔堂勸進聖一人事申之、書狀到來、則仰付之、

とあり、同廿六日の條には

長谷寺炎魔堂勸進智觀御奉行判在之、

といふ様な例も見られるし、又一切經にも勸進聖があつた事が明應四年十二月五日
の記載に見られる。

註三、この時の勸進帳の文章は、幸にも尊尊が書き留めて置いたものが、内閣記録課

中世に於ける長谷寺の炎上とその復興

所藏の尊尊大僧正記二に他の斷簡と共に收められて居る。近刊の大乗院寺社雜事記
第十二卷に收録の管であるが、姑くこゝに掲げて置く。

和州長谷寺佛閣勸進沙門 敬白

請下 被三王宮國土之奉加一早成一巨刹莊麗大嗜 民村問巷之資助一新
拜一陸一唾一靈容一狀

右竊以、吾觀自在在善陸者、昔德道上人麟 四恩一推願一敷時、聖武皇帝寄三二一
州二施三貢一租一而觀三勝一境之靈、武一内宿一爾ト二天一德地一榮之瑞、恭一聽二兩家之
禱、房前大臣傳朝奏官一府之宣、佛一舍自一是當一甲一藍、稱者云三長一谷一仙子於
レ焉、成ニ窟一宅、呼レ之號豐一山、青龍流一沙之邊、雲一霧氣深濕、朱雀洋潤之底、煙霞
色遠光、寔四一神合一應之靈場、爲三諸一天隨一喜之塵、應一化世一普照一得一益之惠一曰一
宇治關一白解一畢一方之疑一水、於レ是日一前尊一容須一與雖一成一焚一湯地一頂一上佛一而堅固
而出二焦一□灰一、金粟紫磨之光、猶一是如一素、白毫殊一輝色、厥竟不レ縮、呼一
呼天一以不レ火一牛一身、土一亦靡一知 辛苦、因レ茲沙門制ニ化一疏之卷、筋短一頓辭、興三
營作之機、舉弘麗志、晨過二東一府西一府之縣、厚求二助緣、昏 敲三南一街北街之
門、飽乞與一順、日食一萬一錢、何一類一考其無一起一子、家累三千金一戴一法一興勸
之レ汝、誠說一丈欲一得一尺、恐 啓 十手一要一越ニ一十方、成レ功 不レ依ニ資
之輕、彼一志以有ニ鉢一亦一重、君不レ見蜘蛛一巧跡、買レ絲而爲レ織一錦一 蠶一蠅一扛
レ販、伐一木何母一用一斧斤也、聞一說、不レ入小財一則不レ得ニ大財、無捨一前一緣故一無
墜 後緣一捧一短一表一匹一夫便受ニ富一貴之獲、引ニ一柱一逆俗一既作一蘇一生之看、可
レ信定業能一轉一加之悲、莫一倦 宿一殖德一本之善施、然則華一構之恢一復頓一現ニ瓊一
□、草一針之經一督高怡ニ一天一闕一盡 提一撥 東一土大一乘根一器、各遊ニ戲一西一刹上
品蓮一臺、況雖一修一最一爾之惠一緣、必籍一帝一釋宮一殿之名一帳、若欲識三本一願之能一化、
宜一鑑 法一起一善一薩一降一生、傳ニ一藤一祖之神一明一入長一誇一榮一運、仰ニ一菅一廟之風一月一
輩一彌一享一報一恩、

皇圖萬々克萬一安、伽藍億々尤億一兆、仍勸進一旨一趣大一綱如一件、敬白、

明應四年十二月 日

勸進沙門敬白

此勸進帳草案東坊城大内記作、舊冬自一條殿被仰付之、清書ハ光明院權僧正
也、二卷書之、聖兩人源空一行順、

猶石の勸進帳の訓點に就いては、不審の點も尠からず存するが、こゝに於いてはすべ
て原本のまゝに従つて敢て改める事をしなかつた。